



松本市社協生活支援員だより

れんげつつし

令和7年7月発行
【お問い合わせ】

第一地区地域づくりセンター
第一地区公民館

☎0263-32-1550 ヒガシジョウ
第一地区生活支援員 東條
直通電話 070-8802-5401

回覧

〈発行〉社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 担当課 地域福祉課

〒390-0833 長野県松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター ☎0263-27-3381 ☎0263-27-2239

相続の事、考えていますか？

配偶者など身内が亡くなると、その家族や親族は悲しむ間もなく様々な手続きに追われることになります。もしもの時に少しでも静に対処ができるように、家族が争わないように、元気なうちに対策をしましょう。



遺言書は書いておいた方がいいの？



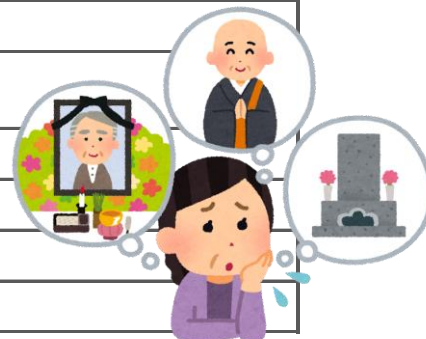
相続に備えて自分の意思表示(遺言書など)を形として残しておく、相続の手続きがスムーズです。遺言書は何度も書き直しが出来ますし、財産の多い少ない関係なく遺言書を書くことで、所有財産の把握になります。相続税対策として生前贈与など、備えられることはさまざまです。

遺言書作成、だれに相談する？

遺言書の作成に関しては、どのようなケースであっても、まずは弁護士に相談することがおすすめです。公証役場では遺言内容を相談することはできません。(その他の相談、行政書士は、「書面」を作成する専門家。司法書士は、「登記」を代行する専門家。税理士は、「(相続)税」の専門家です。)

もしもの時、相続等手続きやること一覧

7日以内	・死亡診断書の取得 ・死体埋葬火葬許可証の取得 ・死亡届の提出
10～14日以内	・住民票の抹消届と除票の申請 ・世帯主の変更届 ・健康保険/介護保険の資格喪失届の提出 ・年金受給停止の手続き/年金受給権者死亡届の提出
葬儀後早めに	・遺言書の調査・検認 ・故人の財産調査 ・遺産分割協議の開始
3ヶ月以内	・相続放棄または限定承認
4ヶ月以内	・故人の所得税の準確定申告
できるだけ早く	・遺産分割協議書の作成 ・不動産の名義変更登記 ・銀行/証券口座の名義変更 ・生命保険金の請求
10ヶ月以内	・相続税の申告
1年以内	・遺留分減殺請求
2年以内	・葬祭費 ・埋葬料の請求 ・高額医療費の請求
5年以内	・遺族年金の受給申請



1人で悩まず相談して専門家の話を聞きましょう

●松本市 無料弁護士相談(相談時間15分)☎32-0001(要予約)

毎月3回 時間:午前9時～ 会場:市民相談課

●松本市 高齢福祉課 ☎34-3214 障害福祉課 ☎34-3212

☆その他、地区生活支援員に連絡いただければ、「遺言書の書きかた」や「成年後見制度」の説明書をお渡しします。また、地域包括支援センターにおつなぎします。お気軽にお声掛けください。